

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、20歳から継続して国民年金に加入し、保険料も欠かさず納付してきた。昭和51年4月からは付加年金にも加入している。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和60年4月13日に被保険者資格を喪失した記録となっているとのことだが、資格喪失の手続を行った記憶は無く、申立期間についても、継続して国民年金に加入し、保険料を納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、20歳到達時の昭和44年*月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間（39年）の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和54年6月に結婚し、同年11月に任意加入被保険者（夫は、共済組合の被保険者）となった後も、継続して国民年金に加入している上、51年4月から申立期間の直前の60年3月までは付加年金にも加入しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録では、申立人は昭和60年4月13日付けで資格喪失した記録となっているが、年金事務所では、「市町村による国民年金保険料の納付書の送付は、当該年度の前年度末の3月中には行われていた。」と回答しており、申立人が当該納付書により申立期間の保険料を納付することは可能であったと推認できる。

加えて、申立人は、「昭和60年4月13日に国民年金の資格喪失手続を行った覚えは無い。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立

人は、申立期間直前の昭和 59 年度に係る保険料を毎月定期的に納付していることが確認できる上、申立期間前後の期間を通じてその夫は継続して共済組合に加入し、住所に変更は無いことから、資格喪失届を行うべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 50 年ごろ、A 区で国民年金未納者に対する説明会があり、36 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付するように勧められ、納付することにした。

分割でも納付できると言われ、4 回に分割して昭和 50 年 9 月から同年 12 月までにすべて納付し、その領収証書も持っているので、3 か月の未納期間があるとされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収印の無い 1 枚の「納付書・領収証書」から、申立人が主張するとおり、昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の納付書が当初発行されたことが確認できる。

しかしながら、上記「納付書・領収証書」に記載された保険料の金額は、昭和 49 年及び 50 年については、各年 1 月から 3 月までの月額保険料が改定されているところ、改定前の月額保険料により算定した場合の金額と一致していることが確認でき、当時、行政側に納付書作成の事務処理の誤りがあったことがうかがえる。

また、申立人は、「4 回に分割した納付書により、申立期間の保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する領収印のある 4 枚の「納付書・領収証書」には、4 枚とも、本来記載されるべき納付対象期間の記載が無い上、その合計金額は、昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料とみられるものの、49 年及び 50 年に関しては、各年 1 月から 3 月までの保険料を改定前の月額保険料により算定した場合の金額であるなど、本来当該期間について納めるべき金額ではなく、行政側に

納付書作成の事務処理の誤りがあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年7月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月7日から34年6月1日まで

私は、学校卒業後、A株式会社に就職し、国内各地の工事に従事した。申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、昭和36年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間は、B市町村にあったA株式会社C出張所で勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する退職者一覧表及び申立人から提出された昭和34年4月1日付けの給与辞令並びに同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（同社D出張所から同社C出張所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社では異動日を確認できる資料を保管しておらず、申立人及び同僚も異動日を記憶していないが、申立人が同社C出張所へ一緒に異動し、勤務したと記憶する二人の同僚のうちの一人が、昭和34年6月1日に資格取得したほかの従業員について、「自分たちよりも後に着任した。」と証言しており、申立期間当時、同社C出張所（同出張所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないため、資格取得は同社本社で行っている。）における資格取得の手続が遅れたことがうかがえることから、申立人の異動日は、同社D出張所における資格喪失日と

同日の 33 年 7 月 7 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 34 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 2 月 10 日まで

私は、昭和 16 年 4 月に A 株式会社 B 事業所に入社したが、召集を受けたため、やむを得ず退職した。

昭和 20 年 2 月に入営し、終戦は外地で迎えたが、捕虜として C 地に連行され、23 年 5 月 10 日に復員した。

B 事業所での厚生年金保険加入期間は、すでに脱退手当金として支給された記録となっているが、支給日とされている昭和 21 年 1 月 23 日は抑留中であり、請求手続を行うのは不可能である。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社 B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後の整理番号の被保険者 179 人のうち、オンライン記録で確認できる 101 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内で、申立人と同様に短期脱退手当金の受給資格がある者は 4 人であり、4 人とも支給記録が確認できるが、資格喪失日から支給日までの期間は、3 人が 5.5 か月、6 か月、7 か月と比較的短期間である一方、一人が 14 か月であり、申立人は、11.5 か月となっていることを踏まえると、事業主が申立人について代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は、「脱退手当金が支給された記録となっている昭和 21 年 1 月 23 日は C 地で抑留されており、受給することはできなかった。」と述べているところ、D 都道府県の軍歴証明書から、申立人が 20 年 2 月 10 日に入営後、捕虜として C 地に抑留され、23 年 5 月 10 日に復員したこ

とが確認できることから、脱退手当金の請求に本人の意思が反映されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妹が、「兄の抑留中は、家族みんなで毎日兄の身の上を案じていた。また、実家は半農半漁であるため、父母が脱退手当金の制度を知っているはずはなく、ほかの兄弟も学校を出たばかりで知っていたとは考えられない。」と証言していることを踏まえると、申立人の抑留中に申立人の家族が脱退手当金の請求手続を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 16 日から 41 年 1 月 18 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給済みの記録となっていることであるが、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いし、もらった覚えも無い。また、支給日が退職後 3 年も経過してからというのも納得がいかない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 1 か月後の昭和 44 年 2 月 21 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも前の 4 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 5 回の被保険者期間のうち、申立期間前の 4 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は昭和 44 年 2 月 21 日に支給決定されたこととなっているが、申立人がその直前の 43 年 10 月 16 日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月4日から43年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を40年8月4日、資格喪失日に係る記録を43年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月4日から48年7月30日まで

私は、23歳のとき夫が死亡したので、子供を抱えて勤めていた。申立期間はA株式会社に勤めており、会社から証明書をもらっている。

この期間の厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が発行した在籍証明書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月4日から43年2月28日までの期間については、同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は正社員として勤務していた。」と証言している上、同僚の証言から、当時A株式会社に勤務していたことが確認できる者は、申立人を除き、すべて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A株式会社においては経理業務に就いており、財務諸表を扱っていた。」と述べているところ、同社の経理担当者は、「当時の資料が無く確認できないが、申立人が行っていた財務諸表を扱うような経理業務を行う者は、正社員でないはずがなく、保険料を控除していたと思う。」と証言している。

一方、申立期間のうち、昭和43年3月1日から48年7月30日までの

期間については、43年3月1日以降にA株式会社に入社した3人は、「私が入社した時に申立人は在籍していなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月4日から43年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とおおむね同時期に勤務し、同種の事務を行っていた同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは通常処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月から43年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年10月から39年3月まで
父が家族の国民年金保険料をまとめて納付し、私が結婚してからは夫の分も納付していた。両親の分は全部納付となっている。私の分も納付されているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が、私の分も含めて家族の国民年金保険料と一緒に納付し、私が昭和37年4月に結婚してからは夫の分も納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年11月20日にその夫と連番で払い出され、36年*月*日に遡及（夫は、36年4月に遡及）して資格取得していることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、その父親は、世帯の保険料と一緒に申立人の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立人が遡及して資格取得した期間のうち、昭和37年9月以前の保険料は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同年10月以降の保険料については、過年度保険料として納付可能であったところ、申立人と同様に、同日付けで手帳記号番号が払い出されているその夫についても、当該期間は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から53年6月まで

私は昭和44年4月ごろからA区にいたが、実家の父親がB市町村役場で国民年金の加入手続をし、保険料を毎月納付していたと母親から聞いていた。また、50年1月からは、当時住んでいたC市町村で、毎月銀行で納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年8月から49年12月までの期間については、父親がB市町村役場で保険料を納付してくれていたはずであり、50年1月から53年6月までの期間については、毎月銀行で保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは55年7月10日、資格取得は44年*月*日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和55年10月30日に、53年7月から55年3月までの期間の過年度保険料を一括して納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間の保険料は納付の時効となっており、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年8月までの期間及び56年4月から58年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から55年8月まで
② 昭和56年4月から58年6月まで

ねんきん特別便により、国民年金の未納期間があることを知ったが、23歳の時に夫が死亡した後、子育てをしながら、国民年金保険料をA市町村役場で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「国民年金に加入し、A市町村役場で保険料を納付していた。」と主張するところ、オンライン記録では、申立人は、昭和48年7月30日付けで国民年金に任意加入した後、51年4月1日付けで資格喪失し、60年8月22日付けで再度、任意加入した記録となっており、その間、国民年金に加入しておらず、申立期間①及び②は未加入期間となっている。なお、55年9月1日から56年4月1日までの期間は、厚生年金保険の加入期間となっている。

このため、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が昭和48年7月30日付けで国民年金に任意加入した後、申立期間①の直前の49年4月から51年3月までの期間の保険料は、未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に納付したと記憶している国民年金保険料の金額は、申立期間①及び②当時の保険料の金額とは大きく相違していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 2 年 12 月から 3 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 平成 2 年 12 月から 3 年 5 月まで

昭和 61 年 4 月に A 市町村から B 市町村に帰ってきた時、すぐに役場の窓口で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したと記憶している。また、平成 2 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した時も、役場の窓口に行って保険料を納付していたと思う。

これら申立期間の国民年金の納付記録が無いとされているのは納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「B 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 5 年 3 月 5 日、資格取得は同年 10 月 1 日に行われていることが確認でき、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入していないため、これらの申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「これまで 1 冊しか年金手帳を受け取ったことはない。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳は、昭和 59 年 4 月の厚生年金保険加入時に交付されたものであり、同手帳の「初めて国民

年金の被保険者となった日」欄には「平成5年10月1日」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかにこれらの申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月ごろから47年12月ごろまで
私は、申立期間に株式会社Aで働いていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和48年6月1日から同年10月16日まで同社で働いたときの厚生年金保険の加入記録があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月6日から同年11月30日までの期間、46年6月1日から同年11月16日までの期間及び47年6月5日から同年12月30日までの期間、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、株式会社Aにおいて申立人と同じ仕事に従事していた同僚7人についても、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立期間において、厚生年金保険の加入記録がある従業員4人は、自身が専門的免許を必要とする作業に従事する者であったことを証言している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間において申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番もみられない。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していることが確認できる上、ほかに申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 24 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 5 月 24 日に A 株式会社に入社し、同年 10 月 8 日まで勤務した。当時は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

社会保険事務所（当時）の回答では、A 株式会社での厚生年金保険の記録は昭和 62 年 9 月 1 日からとのことだが、その前から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の回答及び同僚の証言から、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 株式会社は、「申立期間は 3 か月の試用期間に当たり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、同僚の一人も、「入社して 3 か月の試用期間があり、その後、厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、当該同僚が記憶する自身の入社日から 3 か月後に、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録では、申立人は昭和 62 年 9 月 1 日に被保険者となり、同年 10 月 7 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、ほかに申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から同年11月まで
② 昭和33年4月から同年11月まで

私は、昭和26年からA事業所で、B作業員としてC職の仕事などをし、毎年、冬期は失業保険をもらっていた。

厚生年金保険には、昭和29年以降は、毎年加入していたと思っていたところ、29年、31年、32年及び34年の記録はあるが、30年と33年の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、「昭和30年11月までしか勤務していなかった。」と述べているところ、A事業所が保管する人事記録に記載のある者及びB作業員として勤務していたとする者の聴取結果から、申立期間①当時、C職として勤務していた10人のうち、厚生年金保険の記録が無い者が3人いることが確認でき、このうち、申立人が自身と同じC職として勤務していたと記憶する同僚一人は、「冬期は勤務していない。」と述べている。

また、上記10人のうち、厚生年金保険の記録がある7人は、昭和32年1月まで継続して加入していることが確認でき、このうち聴取できた一人は、「冬期も勤務していた。」と証言していることから、申立期間①当時、C職については、冬期も継続して勤務する者を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和30年度の資格取得者の中に申立人の記録は無く、健康保険番

号に欠番もみられない。

申立期間②については、A事業所における厚生年金保険被保険者資格取得者数の年度別推移をみると、申立人の厚生年金保険の記録がある昭和31年度は271人、32年度は448人、34年度は468人となっていることが確認できる一方で、申立期間②の昭和33年度は4人だけであり、その中に申立人及び申立人が記憶する同僚の記録は無い。

また、上記の昭和33年度に資格を取得した4人は、翌年度から共済組合に加入していることが確認でき、このうち二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので、正式採用されるまでの臨時採用期間中であった。」とし、他の二人は、「内勤職員であった。」としていることから、A事業所では、申立期間②当時、B作業員については厚生年金保険に加入させる取扱いをしなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 23 日から 45 年 8 月 10 日まで
私は、申立期間においてA株式会社B営業所で営業職員として勤務した。
この期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真から、申立人は、A株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社本社は、「厚生年金保険の事務は本社で一括して行っていた。本社が保管する厚生年金保険の資格取得者台帳を調査したが、申立人の加入記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、「A株式会社B営業所に勤務した当初から厚生年金保険に加入していた。」、「営業であったが、見習社員であったか正社員であったかは記憶に無い。」と述べているところ、A株式会社本社は、「当時、営業職員は見習で採用し、営業成績により社員に登用していた。社員に登用するまでは、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、A株式会社本社では、申立人が同社B営業所に勤務していた当時の給与台帳等の資料を保管しておらず、当時の上司、同僚についても連絡先が確認できないことから、申立人の勤務実態等が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。